改定箇所一覧表
県建設工事共通仕様書
哪

闽	改訂後	故訂前	摘要
共-3-24	3-3-15 工場塗装工 表3-12塗装禁止条件 ・表の内容を訂正(別紙のとおり)	3-3-15 工場塗装工 表3-12塗布禁止条件	
河-4-15	4-8-2 現場塗装工 表4-9塗装禁止条件 ・表の内容を訂正(別紙のとおり)	4-8-2 現場塗装工 表4-9塗装禁止条件	
砂-1-11	1-7-10 現場塗装工 表1-5塗装禁止条件 ・表の内容を訂正(別紙のとおり)	1-7-10 現場塗装工表1-5塗装禁止条件	
道-4-14	4-5-3 現場塗装工 表4-10塗装禁止条件 ・表の内容を訂正(別紙のとおり)	4-5-3 現場塗装工 表4-10塗装禁止条件	
- + - 樂	1-2-1 一般事項 3 土の代替骨材としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶 融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけ るリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30 日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途にたい する 環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の 基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備・保 管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やか に提示するとともに、検査時までに提出しなければならな い。	1-2-1 一般事項 原文無し	
操 -1-2	1-3-2 砂砂の代替骨材としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶砂の代替骨材としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途にたいする 環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備・保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。	1-3-2 砂 原文無し	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表

摘要	摘要				
改訂前	改訂前	1-3-3 砂利・砕石 原文無し	1ー3ー4 石 1 工事に使用する捨石は、JISA5003、JISA5006の硬岩以上のも のとする。	3 石の比重及び <u>質量</u> は、設計図書の定めによるものとする。	5 原文なし
改訂後	改訂後	1-3-3 砂利・砕石 砂利・砕石の代替骨材としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄ス ラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整 備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年 3月30日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途 にたいする 環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土 エ」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整 備・保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は 速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければな らない。	1-3-4 石 1 工事に使用する捨石は、JISA5003、JISA5006の硬岩以上のも のとする。なお、JISIに規定する割ぐり石の原石には、「こ れらに準じる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化製人工石材 (以下、人工石材」と称する)を含むものとする。ただし、 軟石は使用してはならない。	3 石の比重及び規格等は、設計図書の定めによるものとする。	5 設計図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途にたいする 環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工(港湾工事)」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備・保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。
闰	茰] 1-2	港-1-2	沸 -1-3	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表

摘要				
故訂前	1ー4ー1 一般事項 道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ 用骨材は、第1編共通編第2章材料第5節骨材の規定によるも のとする。	4-7-6 蓋ブロックエ (4) 受注者は、蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合、事前 に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	4 — 1 7 — 2 係船柱エ 素地調整後、 速やかに下塗を始めなければならない。	4-17-4 防舷材工 (1) 防舷材において、温度や接岸速度がゴム防舷材の性能に及ぼ す影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係 数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督職員に提 出し、承諾を得なければならない。「防舷材システム設計の 指針2002 (国際航路協会)参照」
改訂後	1ー4ー1 一般事項 道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ 用骨材、コンクリート用再生骨材 Hは、第1編共通編第2章 材料第5節骨材の規定によるものとする。 なお、骨材の代替骨材としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄ス ラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整 備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年 3月30日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途 にたいする 環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コ ンクリートエ、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足 する試験成績表を受注者の責任において整備・保管し、監督 職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示する とともに、検査時までに提出しなければならない。	4-7-6 蓋ブロックエ 原文削除	4 17 2 係船柱エ 素地調整後、下塗を始めるまでの時間は4時間以内とする。	4-17-4 防舷村エ (1) 原文削除
茰		港-4-22	港-4-44	港-4-44

改定前					
茶					
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)			
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下	無機ジンクリッチプライや一無機ジンクリッチペイント	下以 0	50以下
有機ジンクリッチプライマーナポジ、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10以下	85以上	有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
有機シンクリッチペイント 耐熱プライマー エポキシ樹脂塗料(水中部用)	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85 以上
エボキシ樹脂塗料(大気部用) 変性エポキシ樹脂塗料(水中部用) 変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)	10以下	85以上	亜鉛めつき用エポキン樹脂塗料下塗弱溶剤形変性エポキン樹脂塗料下塗	不以5	4以28
エポキシ樹脂塗料(水中部用)(低温用) エポキシ樹脂塗料(大気部用)(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料(大中部用)(低温用)	5以下 20以上	85以上	超早限形エホキン樹脂塗料 エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	10以下 5以下、20以上	85 以上85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上			85以上
エポキン MIO 塗料	10以下	85 以上	変	5以下,20以上	85 以上
エポキシ MIO 塗料(低温用)	5 以下 20 以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふつ素樹脂塗料用中塗	5 以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	7. 下汉	85以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗		
ポリウレタン樹脂塗料上塗みつ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗弱溶剤形みっ素樹脂塗料上塗し、シャギの、土地にある。	100	85以上
長油性フタル酸樹脂塗甲塗・上塗 ガラスフレーク含有塗料用 (エポキン樹脂)	7 人 人 人 人	85以上 25以上	コンクリート空装用ふつ茶側届空枠工空コンクリート塗装用柔軟形ふつ素樹脂塗料上塗		
ガラスフレーク含有塗料用 (ビニルエステル樹脂) ガラス繊維強化プラスチック (FRP)	5以下	三月	台・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗	50000000000000000000000000000000000000	85以上
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗		
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上	注)※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。 	温用の塗料を用いなけ	ればならない。
シリコン系耐熱塗料シリコン系汚熱塗料	5以下 下以下	85 以上 85 以上			